

グループワーク討議の整理(第3回懇話会～第5回懇話会)

	総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ	市民の権利・責務等について研究するグループ	議会・行政の責務等について研究するグループ
1 前文	<p>・前文の策定は、今までの検討内容からキーワードを出し合い、それを文書化していく方法がいいと思う。</p> <p>前文の検討</p> <p>(1) これからあるべき北本市像</p> <p>将来の市人口は現状と同レベルであることを前提として考える。</p> <p>ア 若い人の住みたい町(少子高齢社会への対応として)</p> <p>対策:育児(保育)の充実、他と比べ定額の税、職住近接、安心安全(治安)</p> <p>イ 心の豊かさを保てる町</p> <p>対策:環境の整備、コミュニティ活動の充実</p> <p>ウ 活気、活力のある町</p> <p>・前文に産業振興に関する事項についても触れるべき。</p> <p>例 企業誘致、農作物(トマト、芋)</p> <p>・地形の特性として台地</p> <p>・前文について説明資料の必要性</p> <p>それぞれの文言がどのような意味を持っているか。</p>	<p>・「緑」という政策理念は、条例の前文に位置づけが必要。</p> <p>他市の条例について(資料をもとに討議)</p> <p>ア 「前文」項目の比較について意見</p> <p>・「～してきた。」という文面で構成され、歴史や自然について記述されている。</p> <p>・「自治」や「協働」を盛り込んだものが多く、前回討議の対象としていた「緑」をうたっているところは少なかった。しかし、そのまちの持つ自然を盛り込んだ前文もあり、北本の特色として「緑」を盛り込むべきかと思う。</p> <p>・地域の特色として、緑というよりも、「北本の自然」としてとらえ、北本が「大宮台地の標高最高点」にあることや「トラスト地」という北本ならではの要素も盛り込んでいけると考える。</p> <p>条文に入れるべき言葉は何か</p> <p>・福祉、教育、環境</p> <p>・「安心安全」や「緑にかこまれた」という8月WSから使っている言葉がある。</p> <p>・市民権利、義務、責務(市長、市民、行政の責務)</p> <p>・市民主体のまちづくり</p> <p>・情報に関する共有化</p> <p>・環境保全</p> <p>・市民憲章との整合性(緑にかこまれた健康な文化都市)</p> <p>・歴史文化の継承</p> <p>・「緑」の政策理念を入れていく。将来都市像にも位置づけられている。</p> <p>前文の検討</p> <p>・前文は書こうと思えば書けるが、決意表明する箇所だというように理念や思いが宿ったものとしなければならない。</p>	
2 目的	<p>・北本市は、どのように自治を進めて行くのか総論として条例を制定する。各論については、個別の条例等による位置づけ。</p> <p>・市の憲法となる、ルール、システムとして必要である。</p> <p>・市民と行政の協働 新たな公共のあり方を位置づけて行く。</p>	<p>他市の条例について「目的」項目の比較について意見</p> <p>・「～のため、条例を制定する。」という条文構成となっている。</p> <p>・どの自治体の条文も主に責務について記述している点が共通点といえる。</p> <p>結局、「似たり寄ったり」になってしまう箇所と思われる。</p> <p>・「似たり寄ったり」になるのは、同じ目的の条例であるためと考える。</p> <p>・合併してもよいように、住民自治条例は制定しておくほうが良い。</p> <p>・はじめから合併ありきではない。自立したまちづくりが必要。</p> <p>・北本市の今後の方向性が不明確。</p>	<p>・行政から与えられてつくのではなく、みんなの議論の上につくられる条例であるからこそ納得もできる。今後、政策の過程・決定に市民が参加する手段としても、自治条例が必要になると思う。</p> <p>・緑を守ることに一つにしても、行政の守備範囲、市民の役割も明確でない。自治条例は、そのためのルールづくりではないか。</p> <p>・「民意」とは何か、どう把握するかルールづくりが大切である。</p> <p>・この条例を作ったからといって、すぐ何か変わるのかと言えば、何も変わらない。その後が大事なのではないかと思う。</p>
3 定義	<p>・市の根幹を成す条例であるため、「基本」を入れる必要があるのでは。</p> <p>・「住民」と「市民」の違い、市民を広義と捉えるとして、そのうえでどちらを使うべきか。</p>		
4 念 原・基 則基本 本理	<p>・地方分権以降の地方自治のあり方、行政、議会だけが担い手ではない 新たな公共の担い手</p>		
5 利・市 民 責 務 の 権	<p>・市民の権利以上に義務を明確にすることが必要 市民の役割</p> <p>・受益者負担のあり方、市補助金のチェック</p>	<p>・行政としては飽和状態にある。維持ができないから協働を打ち出したと考える。協働を前面に出すべき。北本市民が一員だという意識改革がないと成り立たない。</p> <p>・市に全てを任せるのでなく、市民も担うべき。</p> <p>・補助金カット、切捨ての中で税金を滞納する人への不公平感がある。</p>	
6 の 責 権 事 務 利 業 者			

	総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ	市民の権利・責務等について研究するグループ	議会・行政の責務等について研究するグループ
7 情報共有の原則と施策	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加を促すためには、市民の知りたい情報をわかりやすく公開すること。 北本市はこの点がまだまだ不足している。ニセコ町の情報公開方法は参考になる。予算内容の町民への公開冊子を参考に購入する。 政策の策定過程の情報公開の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 市民の意識改革のためには情報公開が必要 市民に市がどうして行こうとしているのか投げかけて行く。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回議論の対象となった発端は、北本市の理念「緑にかこまれた健康な文化都市」が掲げられているが、北本市の緑に関する具体的な数値や現状が判らないまま、各々の主観で「緑」をとらえている。という問題提起があった。 行政は情報を発信することで市民との接点を共有できる。 市民と行政とが情報を共有する接点があれば、行政へのチェック機能も働く。 	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林が年々減少の一途をたどっている。このことの情報市民に伝わっていない。 北本の緑の実態が分からない。行政からの情報提供・アピールの不足を感じる。例えば、生垣設置補助の制度(個人住宅等のブロック塀を生垣に造り替える際の補助制度)を知らないなど。 行政の情報の出し方も工夫が必要。インターネットだけでは見ない人も多く、対象が限られてしまう。情報の公開、説明の仕方も考えていく必要がある。 これからの行政は、単に情報を公開すればいいということではいけない。市民に対し積極的に、かつ分かり易く説明し、公開することが大切である。 昨年の夏頃のワークショップから、現在、研究懇話会として進めているが、この条例が様々な市民活動に関わってくるという意識がなければ、条例制定に向けての関心が低くなってしまわないか。
8 報 8 権を行政 利知政 る情	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加を促すためには、市民の知りたい情報をわかりやすく公開すること。 北本市はこの点がまだまだ不足している。ニセコ町の情報公開方法は参考になる。予算内容の町民への公開冊子を参考に購入する。 		
9 個人 情報 の保 護	個人情報への過剰反応	<p>個人情報の取り扱いの問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員なのに、市から独居老人の住所氏名を教えてもらえない。個人情報保護が邪魔になって民生委員本来の目的が達成できないのではないか。 北本市青少年会議で、下校時の小学生の数を知らすために、新入生が何人いるかを防犯の担当者が個人情報保護をもとに教えないのはおかしい。仕方がないので、PTAを通じてリストを作っている。個人情報保護の拡大解釈がまかり通っている。 個人情報保護の拡大解釈が結局自治会活動、福祉に支障をきたしている。 	
10 開 の原 則公			
1 1 説 明 責 任	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成の段階から市民が関与できるようにすべきと考えるが、義務的経費と政策的経費の予算見積りは別々で行っていないのか。各課が全体的に積み上げ方式で積算しており、別々で行ってはいない。 		<ul style="list-style-type: none"> 市民が抱く行政不信の一つとして、行政が行っている各施策の背景等が正確に伝わっていないことも原因である。 ゴミ問題について…昨年、容器包装類の回収回数を市民の要望があるとして、回収回数を増加した。市内の環境団体は容器包装類の回収には相当の費用がかかるので、行政が積極的に回収を進めるよりも、製造者責任として、ゴミを排出する事業者への返却等(スーパー等にある回収ボックス)を市民に呼びかけている。行政は市民の要求にこたえることも必要であろうが、市民に代案を示して協力を呼びかけることも必要ではなかったか。又、市が補助している環境団体の運動方針とかけ離れた回答をするのも問題である。(行政の情報移入の必要性) 行政サービスを市民のニーズに合わせていくことは良いことではあるが、サービスの拡大は際限が無いし、財源も必要である。行政は事業の実施に伴う費用や、その効果を十分に市民に対し説明する(費用等の解析と公開)ことが必要ではないか。 その上で、実施するのか、しないのかを市民が選択できるようにするべきである。
等要 1 へ望 2 の・意 対苦見 応情・			<ul style="list-style-type: none"> ワークショップでは、市民からの行政側への要望、あるいは不満等について、行政側からの意見(反論)がなかった。しかし、こうした議論を深めることにより市民参画の必要性を浮き彫りにしていくことも大切である。
政 1 評 3 価 行	<ul style="list-style-type: none"> 志木市市政運営基本条例の確認 外部委員などを設けて、行政評価を行う制度の構築をすべきではないか。 		

	総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ	市民の権利・責務等について研究するグループ	議会・行政の責務等について研究するグループ
14 参加・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれてから死ぬまで北本に住んでいたいと思えるまちづくり ・こんなまちづくりをしますということを示すことによって、個々の市民が自分も参加しようと思う参加意欲と税金を納めなければと認識されていくのでは ・第2の夕張市にならないため、市民総参加でのまちづくり ・国、県が面倒を見る時代から本当の地方自治の時代となった。 ・地域間競争が始まった。個性が求められる時代 独自性ある条例として制定 ・協働を進めて行く。民間のノウハウを活用した指定管理者制度といいながら、市条例による規制 ・第2の夕張市にならないため、市民総参加でのまちづくり ・国、県が面倒を見る時代から本当の地方自治の時代となった。 ・地域間競争が始まった。個性が求められる時代 独自性ある条例として制定 ・協働を進めて行く。民間のノウハウを活用した指定管理者制度といいながら、市条例による規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な長い目で協働に取り組むことが必要。 ・市政は、協働をしていかななくてはならない。 ・お金がない中でも工夫している自治体はある。道路をつくるにしても、予算の足りない部分は、地区の市民が工事を行っている例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑を守ることに、民意を吸い上げる工夫を行政は行うべきである。また、このことにより、市民の自立性を引き出し、行政と市民とが協働して本課題に取り組むことが重要である。 ・市民と行政とが協働で政策をつくる、あるいは、事業を行っていく、このことが実感できる市政運営が望ましい姿である。 ・障害を持った人たちの作業所を市からの補助もあり運営をしているが、受入れメンバーの決定権を市が持っているなど、いろいろと縛りも多い。自分達も出来る範囲のことはやっていきたいと思っている。
の1 責権5 務利参 ・加			
加 に画1 お等6 ける総 協働参 定合計		総合振興計画との関連はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市で策定されている計画は、内容は素晴らしいが、財源の裏づけがないことから、実際は実行に移されていないケースが多々みられる。自治条例では、計画策定の段階、予算編成等の各段階において、市民が参加(参画)できるルールづくりが重要である。
17 意見の 募集 提出及 び			<ul style="list-style-type: none"> ・民意を直接取り入れる方法として、市民が行政、議会に対し直接提案できる制度を条例中に設けてはどうか。例えば、市民委員会を組織して、「行政・議会は、市民委員会より提案を受けた場合、 日以内に検討のうえ回答しなければならない。」と規定するなど。(住民による直接請求権との兼合いを研究することが必要) ・市民が組織する団体により直接、行政や議会に対し政策提案や要望をする場合、気を付けなければいけないことは、そこで相反する意見があっても市民同士が話し合い、自ら合意形成し提案すること。そうでないと、それぞれが陳情・要望しているだけになってしまう。
18 投票 住民			<ul style="list-style-type: none"> ・住民の代表による議会であるが、間接民主主義(議会制民主主義)の限界を感じる。今後、住民の関わり方を変える意味でも、民意を直接取り入れる制度(住民投票制度など)が必要である。
機 の参 加等 へ 19 附属			
20 の 設置 市民 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見を反映できる体制づくり ・「行政」「議会」は、それぞれ機関としてその存在が理解できるが、「市民」は、7万市民全体を指すこととなる。市民一人ひとりの権利と義務に関する記述では良いかもしれないが、市民の意見集約の観点では、どう扱えばよいか。直接民主制という訳にもいかない、また、市民の代表となると議会である。議会と別の市民代表の検討が必要ではないか。(懇話会、100人委員会等の制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民を代表する組織があればよい。 	

	総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ	市民の権利・責務等について研究するグループ	議会・行政の責務等について研究するグループ
2 1 コ ミ ニ ユ ニ テ ィ の 意 義	・高齢社会への対応 災害対策等でコミュニティ、自治会等の地域での支え合いのあり方	・「できる事をできる時にできるだけ」活動に参加することで地域住民の自主性が確保される。 コミュニティの問題点 ・自治会の加入率の減少について、役員になりたくないため、持ち回りが自分に回ってくると自治会を脱会してしまうケースが多い。特に、動きがとりにくいお年寄りに多い。 ・今後独居老人が増えていくことが予想されるが、自治会の加入率が下がるのでは、という不安がある。 ・コミュニティといっても自治会加入している人とそうでない人との間にトラブル(例えばゴミについて)がある。 ・コミュニティのなかでアパートの人を把握しづらい。	・地域住民の中での助け合いの気持ちが希薄になっているように感じる。 ・今までは、自治会あるいは、コミュニティの位置づけが曖昧であった。基本条例中には、自治会、コミュニティの組織を明確にしていく必要がある。
の及2 割基 び2 ・本 執市 責的 務な 機町 役関 村	・市民、議会、市長に加え、市職員についての規定を盛り込んでいくべき。		
務の首2 責長3			
務員2 成の4 育責職			
関2 執の5 行組 体執 制織 ・機			・行政の各部署での連携が不十分である。 ・特にゴミ減量問題については、当該事項を扱っている「市民会議」の果たしている役割を考えると、政策決定に際しては、事前に当該組織との調整を行うなど、「行政運営と市民参加」という視点において、そのあり方が問われた事項であった。
づ計2 運く画6 管行に総 政基合			
手行2 続政7			
的2 の1な8 提比行総 供政合			
運2 本官9 事項の財 基政	・予算編成過程の公開 市民が予算編成に携わる。予算提案制度		
3 0 議 会	3月議会で一般質問あり 議会で否決された例がある。 議員の携わり方をどうするか検討が必要 ・当懇話会で策定した条例案の議会への提出は市長となる。 ・議会提出前の議員への説明や意見聴取の方法、シンポジウム、パブリックコメントの実施方法を検討しておく必要がある。議会への条例案提出は市長でも議員への説明は、懇話会委員が行う等の方法も考えるべきではないか。		・市民や議会からの意見を可能な限り取り入れるため、条例作成途中での中間報告やフィードバックされた意見の反映が必要と考える。特に、市議会議員の本条例に対する考え方(見解)について、聞く機会を設定することも、今後必要ではないか。 ・議会の責務・役割を条例中に明確にしておく必要がある。また、市民による議会のチェック機能の強化が必要である。 ・条例制定に向けて議会との合意形成はどのように図るべきかについては、制定作業中から逐次、事務局(行政)より報告していく方がよいとのことであった。 ・議員は住民の代表者ではあるが、住民主体で作った条例であっても、賛成するとは限らない。議員への報告の方法も考える必要がある。

	総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ	市民の権利・責務等について研究するグループ	議会・行政の責務等について研究するグループ
他体 連携 協力 3 1 自治 の の			
討 し 3 2 見 の 直 検 の			
3 3 こ の 条 例 の 位 置 づ け	<p>・条例は総論として策定 各論については、憲法のように、何々に関する事項は別に条例で定める。としていく考えでいいと思う。この波及、関連する部分を当グループで検討していくこととなる。</p> <p>(1) 横須賀市 自治基本条例制定状況調査報告書 他の団体の自治基本条例制定の取組状況の確認 住民自治条例の全国的な取組の把握</p> <p>(2) 川崎市 「かわさき版自治基本条例」の制定に向けて概要 自治基本条例の一般的な考え方、基本的なフレーム、検討が必要な事項の確認 条例案作成手法の整理</p>	<p>・「緑」を北本の理念のトップに上げているが、遺産相続や開発により緑は減少している。緑の減少に歯止めが必要。住民自治条例の前文にうたうのであれば、緑を守るためにさらに細かい条例を定めてもよいと考える。住民自治条例にどう位置づけるのか難しい。</p>	<p>・本条例の制定にあたっては、行政側から一方的に与えられるのではなく、市民と行政とが協働して作り上げていくことが大切である。このことが、本条例を実際に生かすことにつながっていくとの認識を持っている。</p> <p>・地方自治総合研究所の辻山氏の講演では、「基本条例作りは、まず、この町をどうするのか、どうしたいのかを徹底的に議論しないと作ったところで意味がない。」と言っていた。</p>
制他 度 そ 3 の 4			
そ の 他	<p>・北本市の個性、独自性のある制度が必要 既存条例との整合性について</p> <p>・住民自治条例と現行の各条例・規則等との整合性を検証していく方法として、現行条例等をすべて体系的に整理すると膨大な業務となる。幹が先か枝葉が先かの議論であるが、住民自治条例の体系がある程度できた時点で、関連のある条例等を確認して行くこととすべき。</p> <p>・基本条例として制定するものであり、既存条例で整合性の図られていない部分は内容を見直さなくてはならない。</p>	<p>・まちの発展と緑は相反する関係にある。だから、緑を前面に出せないと考え。サブタイトルでよい。さらに言うと、緑をつぶさないと人口が増えない。緑に関して住民が庭に緑を植えるといった工夫が必要。</p> <p>・まちづくりに関する条例制定により開発を規制し、緑を守ることも重要 市民がどのような幸せを求めているのか。に関しての発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度の充実した市へ人口が変動している。 ・医療、災害、防犯対策 ・いかに住民に満足、理解してもらえるかが大事。 <p>・矢祭町自治基本条例 「合併しないまち」を前文に盛り込んでいる。</p> <p>・下條村自立(律)宣言 合併せずに独立、自立政策を展開。若い世代の転入を促進するための施策により子供の人口が増えた。</p> <p>・合併と住民自治条例との兼ね合いについて。北本は合併があるのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北本が合併するにもお金がない状況。 ・「緑にかこまれた健康な文化都市」としてきたが、今の時代に即して改革していかななくてはならない ・特色がない。それぞれのまちの特徴がある 	<p>・緑は、「すべて残そう」という発想でなく、市内でも「ここは」というところを重点に残すようにするべきだ。</p> <p>・緑・環境は北本の財産である。特に埼玉県緑のトラスト保全地に指定された高尾宮岡景観地は本市の財産としての用地確保はもちろんのこと、将来にわたって適切な管理をする必要がある。</p> <p>・緑の保存・管理には当然財源が必要である。財政的に厳しい中、この財源をどこから捻出するのか、どこに配分するのかの選択を迫られる。例えば、「福祉」と「緑」どちらに予算配分をするのかとなれば、当然にすぐ必要な「福祉」に予算は行ってしまふ。それでは、「緑」の保全のために増税してはどうか、といえ、恐らく答えはNOになってしまう。</p> <p>・緑について、今回の自治条例にどのように盛り込んでいくのかが、今後の課題となる。</p> <p>・本研究懇話会に参加することにより、今まで関わってきたことについてグレードアップを図ることにつなげていきたい。</p> <p>・これから条例をつくっていくが、あまり法令に縛られない方がよい。法律違反だからと、初めから議論の目を摘まないで、自由に意見を出したほうがよい。</p> <p>・一概に「緑」と言っても、その内容は多様で広範である。市有地、民有地、生産性のある緑、宅地内の緑・・・それぞれの範囲、捉え方を分けて考えていく必要があるのではないか。</p> <p>・行政が緑を守ることに限界を感じる。民有地の緑を残していくための対策として、税制面での優遇、補助金等、財政面の支援も必要ではないか。特に雑木林の減少が顕著である。</p> <p>保護地区(税と同額補助)として指定する。あるいは、市民緑地制度(相続税免除)などもある。</p> <p>・指定管理者制度について・・・図書館の指定管理者への移行の話があった。行政は民間開放を進めているようであるが、本来、公共の担うべき仕事の範疇まで民間へ開放しようとする行政へ不安を感じる。</p> <p>民間活用についての行政の立場としては、民間のノウハウを取り入れることによる市民サービスの向上や、人件費の削減が期待できることが大きい。しかし、公共が担うべき分野というのも確かにあると思う。</p> <p>・特に北本市内関連団体への移行といっても、図書館運営という公共性の高い業務を受け入れるだけの組織を整えるには難しさがある。(現状においては・・・)</p> <p>・障害を持った人でも、誰でもが住み続けたいと思えるようなまちでないといけない。</p>